

令和2年第7回大分市教育委員会会議録

- 1 日時 令和2年7月29日(水) 午後3時30分から午後5時5分
- 2 場所 大分市役所第2庁舎6階教育委員室
- 3 出席者 教育長 三浦 享二
一番委員 上杉 美穂子
二番委員 岡野 涼子
三番委員 佐藤 光好
四番委員 古城 一
五番委員 古城 和敬
- 4 出席事務局職員
教育部長 佐藤 雅昭
教育部教育監 高橋 芳江
教育部審議監兼文化財課長
坪根 伸也
教育部次長 桑野 徹
教育部次長兼社会教育課長
村上 雄二
大分市美術館副館長兼美術振興課長
長田 弘通
教育総務課長 高田 隆秀
学校教育課長 野田 秀一
学校施設課長 新納 健二
体育保健課長 清水 篤
人権・同和教育課長 河野 正行
大分市教育センター所長
佐藤 義仁
教育総務課参事 梶取 隆之
- 5 書記
教育総務課参事補 黒木 眞由美 教育総務課参事補 三嶋 みどり
教育総務課主任 園田 哲也
- 6 傍聴人 なし
- 7 議題
(1) 議案

(教議第40号) 県費負担教職員の人事異動の内申について

- (教報議第 1 4 号) 令和 2 年度行政評価・実施計画について
- (教議第 4 1 号) 工事請負契約の締結について
- (教議第 4 2 号) 工事請負契約の締結について
- (教議第 4 3 号) 工事請負契約の締結について
- (教議第 4 4 号) 大分市立舞鶴小学校給食調理場厨房備品の購入について
- (教議第 4 5 号) 大分市立横瀬小学校給食調理場厨房備品の購入について
- (教議第 4 6 号) 令和 2 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について
- (教議第 4 7 号) 大分市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について
- (教報議第 1 5 号) 大分市公民館運営審議会委員の委嘱について

(2) 報告事項

- ①文部科学省「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について
- ②府内城宗門櫓修復工事の完了について

8 会議の概要

教育長 ただいまより、令和 2 年第 7 回大分市教育委員会を開会いたします。
(午後 3 時 3 0 分 開会)

教育長 会議に先立ち署名委員を一番委員、五番委員にお願いします。

教育長 それでは、ただいまより議案審議に入りますが、教議第 4 0 号「県費負担教職員の人事異動の内申について」につきましても、人事に関する案件であること、教報議第 1 4 号「令和 2 年度行政評価・実施計画について」、教議第 4 1 号から教議第 4 3 号の「工事請負契約の締結について」、教議第 4 4 号「大分市立舞鶴小学校給食調理場厨房備品の購入について」、教議第 4 5 号「大分市立横瀬小学校給食調理場厨房備品の購入について」につきましても、本委員会の意思形成過程の段階にある案件であり、現時点で外部に公表しますと誤解を招く恐れがあることから、審議を秘密会とすることを発議いたしますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全委員 (挙手)

教育長 全委員賛成と認め、教議第 4 0 号から教議第 4 5 号までの議案審議は秘密会とします。

教育長 それでは、教議第 4 0 号「県費負担教職員の人事異動の内申について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長

議案説明の前に議案をお配りしたいのですがよろしいでしょうか。

教育長

どうぞ。

学校教育課長

教報議第40号「県費負担教職員の人事異動の内申について」ご説明申し上げます。

本案は、県費負担教職員の8月17日付人事異動の内申について、本委員会で、ご決定をいたどころとするものでございます。

今回の異動総数は、教諭1名であり、発令は令和2年8月17日を予定しております。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、県教育委員会に内申を行おうとするものでございます。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教議第40号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育総務課長

それでは、お配りした議案書を回収させていただきます。

また、次の議案説明のため、事務局職員を入室させていただきたいのですがよろしいでしょうか。

教育長

どうぞ。

教育長

それでは教報議第14号「令和2年度行政評価・実施計画について」を議題といたします。

(審議の結果、教報議第14号は原案のとおり決定する)

教育長

それでは次に、教議第41号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校施設課長

教議第41号「工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

す。

本案は、昭和51年5月に建設され、築40年を経過している森岡小学校について、「大分市教育施設整備保全計画」に基づいて、長寿命化改修工事を行うものでございます。

工事の概要ですが、長寿命化改修とは建物の躯体以外をすべて解体し、骨組みの状態にしたうえで、既存の構造躯体を利用して全面改修を行うものであり、延べ面積は2594.22㎡でございます。

整備の内容につきましては、給排水設備などライフラインの更新による建物の耐久性の向上を図り、一部の普通教室においては教室と廊下の間に可動間仕切りを設置することで、オープンスペースを活用した多様な学習形態が可能となるとともに、エレベーターを新設するなどバリアフリー化にも対応したものとなっております。

契約の方法は「一般競争入札」で、契約金額は「4億5,785万8,995円」、「豊國・峰特定建設工事共同企業体」と7月2日付で仮契約を締結いたしました。

工事の完成は、令和3年7月30日を予定しており、令和3年度の2学期より供用開始の予定でございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、第2回市議会臨時会での審議・議決を経て、本契約成立後からの工事着手を予定しております。

以上でございます。

教育長

工事完了は1年後で、その間、プレハブ校舎を使用しますが、運動会に支障はないでしょうか。

学校施設課長

プレハブは、資料の「仮設校舎」の位置に建設し、その右側にトラックをとることができますので、体育の授業、運動会も実施することは可能です。

教育長

体育の授業や避難場所として、支障がないということですね。森岡小学校は、丘の頂上に位置するため、周りにはスペースがありません。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第41号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第42号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校施設課長 教議第42号「工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、昭和52年3月に建設され、築43年を経過しております別保小学校南校舎について、森岡小と同様に長寿命化改修工事を行うもので、工事の延べ面積は1,479㎡でございます。

整備の内容につきましては、給排水設備などライフラインの更新による建物の耐久性の向上を図るとともに、パソコン教室を普通教室2教室に転用し、児童数の増加に対応したものとなっております。

契約の方法は「一般競争入札」で、契約金額は「2億7,353万5,504円」、「後藤建設株式会社」と7月16日付で仮契約を締結いたしました。

工事の完成は、令和3年6月30日を予定しており、令和3年度の2学期より供用開始の予定でございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和2年第2回市議会臨時会での審議・議決を経て、本契約成立後からの工事着手を予定しております。

以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第42号は原案のとおり決定する

ことにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長

それでは次に、教議第43号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校施設課長

教議第43号「工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、大東中学校区にある明治小学校及び松岡小学校の児童数の増加により、今後も大東中学校の生徒数の増加が見込まれており、将来的な教室不足に対応し、学校環境の改善を図るため、南東校舎の新築を行うものでございます。また、今後の大東中学校の一体的な整備を見据えて、駐輪場の新設及び老朽化した浄化槽の改築を行うこととしております。

工事の概要ですが、鉄筋コンクリート造の4階建て16教室、延べ面積は1,795.84㎡の校舎を既存南校舎の東側に建設するものでございます。

契約の方法は「一般競争入札」で、契約金額は「4億9,830万円」、「平倉・後藤特定建設工事共同企業体」と6月24日付で仮契約を締結いたしました。

工事の完成は、令和3年7月30日を予定しており、令和3年度の2学期より供用開始の予定でございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、令和2年第2回市議会臨時会での審議・議決を経て、本契約成立後からの工事着手を予定しております。

以上でございます。

教育長

大東中学校は県内で一番大規模の学校で、生徒数は約1,200名となっております、今後も増える予定です。

新たに建設する校舎の教室は、何教室ありますか。

学校施設課長

16教室です。

教育長 建設後、現在あるプレハブ校舎は撤去することができますか。

学校施設課長 2棟のうち、1棟を撤去する予定です。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第43号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第44号「大分市立舞鶴小学校給食調理場厨房備品の購入について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

体育保健課長 教議第44号「大分市立舞鶴小学校給食調理場厨房備品の購入について」ご説明申し上げます。

本案は、令和2年度に完成予定の大分市立舞鶴小学校給食調理場厨房にて必要となる機器等を購入しようとするものでございます。

購入しようとする物品は、ガス回転釜、食器消毒保管機のほか、食材の温度を下げる真空冷却機、給食後の食器を洗う食器洗浄機、焼き物や蒸し物等を調理するスチームコンベクションオーブン、調理器具の器具消毒保管機、パススルー冷凍庫、パススルー冷蔵庫、丸形フライヤー等でございます。

購入金額は、3,080万円、購入先は、株式会社 大常産業でございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定をいただき、ご決定の上は、令和2年第2回市議会臨時会での審議・決定を経て、速やかに購入を行おうとするものでございます。

以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

委員 次の横瀬小学校と比較すると、舞鶴小学校には牛乳保冷庫がありませんが、冷蔵庫と牛乳保冷庫の違いがあるのでしょうか。

体育保健課長 牛乳保冷庫につきましては、舞鶴小学校は既存のものがあるた

め、購入しておりません。横瀬小学校は、買い替えの時期のため、購入いたします。

教育長 他にご質問はございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第44号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 それでは次に、教議第45号「大分市立横瀬小学校給食調理場厨房備品の購入について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

体育保健課長 教議第45号「大分市立横瀬小学校給食調理場厨房備品の購入について」ご説明申し上げます。

本案は、令和2年度に完成予定の大分市立横瀬小学校給食調理場厨房にて必要となる機器等を購入しようとするものでございます。

購入しようとする物品は、先ほどご説明した舞鶴小学校給食調理場厨房にて必要とする物品と同様のものでございます。

購入金額は、「3,135万円」、購入先は、「株式会社 中栄工業」でございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご決定をいただき、ご決定の上は、第2回市議会臨時会での審議・決定を経て、速やかに購入を行おうとするものでございます。

以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第45号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育総務課長 それでは、議案書及び別冊資料を回収させていただきます。

教育長

それでは次に、教議第46号「令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長

教議第46号「令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について」ご説明申し上げます。

6月定例の本委員会にて、今年度の点検・評価に係る取組の途中経過についてご報告したところでございますが、本案は、報告書につきまして、ご審議の上、ご決定をいただくとするものでございます。

この点検・評価の実施に当たりましては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされており、別府大学短期大学部学長の仲嶺 まり子先生、国立大学法人大分大学教職大学院特任教授の山崎 清男先生、公立大学法人大分県立芸術文化短期大学教授の吉山 尚裕先生の3名の学識経験者の方々に、各施策の取組状況について、ご意見をいただきました。

学識経験者からのご意見・ご質問を踏まえ、前のご報告した報告書から修正した箇所のうち、主なものについてご説明いたします。

「2月以降のコロナ対応の影響を受けた項目は、項目ごとの説明も必要だが、今年度の報告書では、コロナ禍の影響をどうの方針で評価したのか書いておく必要がある」とのご意見を踏まえ、「⑧ 評価」に2月までの実績や3月の予約状況を考慮した点について記載しました。

「個々の項目もさることながら、方針全体や方針間の関連付けから総括する必要もある」とのご意見を踏まえ、基本方針別総括評価に加え、方針間の関連を踏まえた第I期基本計画の総括評価として、学力・体力の向上に係る基本方針1及び2における総合的な取組の成果を記載するとともに、課題である不登校や朝食摂取に対する対応や、市民図書館、美術館の利用者増に向けた取組の充実が求められていること等について記載しました。

各学校における指導方法の工夫・改善について、「課題にある『論理的に表現する力が向上するよう、発表方法や内容等についての指導の充実を図る必要がある』は、改善策であり、『今後の取組の方向性』に記載するのが妥当である」とのご意見を踏まえ、「課題」及び「今後の取組の方向性」が明確になるよう修正をいたしました。他の指標についても、「課題」と「今後の取組の方向性」の明確化の観点から、同様の修正を行っております。

個に応じた指導の充実について、「『一人ひとりを尊重し』とある施策なので、『よく分からないと回答した児童・生徒』へのアプローチを書いてほしい」とのご意見を踏まえ、「今後の取組の方向性」に子どもの理解や習熟の程度等に応じた指導について追記しました。

教育相談体制の充実について、「中学生の不登校の出現率がこの3年、上昇傾向にあるが、「課題」の記載内容は、その対策であり、原因分析が必ずしも十分でない印象を受ける」とのご意見を踏まえ、【参考】欄に不登校の要因を追記しました。

就学援助及び奨学金制度について、「コロナ禍への対応についても触れたほうがよい」とのご意見を踏まえ、「今後の取組の方向性」に新型コロナウイルス感染症の影響への対応について追記しました。

校内相談支援体制の充実について、「スクールソーシャルワーカーが支援する学校数はA評価だが、中学校の不登校出現率の増加傾向から見ると、課題があると思われ、もう少し課題や原因分析を書くべきである」とのご意見を踏まえ、「課題」に不登校等への対応に係る体制の強化について追記しました。

教職員研修の充実について「実績値が基準値を下回る結果になった理由とB評価とした理由が市民にわかりづらい」とのご意見を踏まえ、「課題」にその理由として「今後活用する予定」と回答した教職員が多かった点について追記しました。

スクールソーシャルワーカーが関わり支援したことによる好転率

について、「基準値を下回っているので課題や原因分析、B評価とした理由をもう少し書くべきである」とのご意見を踏まえ、成果及び課題に不登校の要因が多岐にわたる事案が増加していることについて追記しました。

点検・評価に対する学識経験者からの意見でございますが、仲嶺先生からは、意見書の後段で、「各校の児童生徒の実態に応じた『体力向上プラン』の作成、ICTを活用した指導の研修体制の充実等の取組は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策及びウィズコロナを想定した新生活様式への対応として、今後、さらなる改善が求められる」ことや、「新型コロナウイルス感染拡大により、図書館も休館を余儀なくされた中、電子書籍貸し出しサービスを続けた地方図書館が注目されており、このような社会の変化に応じた書籍貸し出し方法の模索は必要である。」等のご意見をいただいております。

山崎先生からは、意見書の中段で、「学校教育活動の大きな目標である『確かな学力の向上』が、昨年のB評価からA評価になったことは、教師をはじめとする関係者の努力が実った結果であり、その努力がたたえられてよいと思われる。」との評価をいただく一方で、「学校に『参加する』ことを前提においた不登校の『出現率』の多寡のみで、不登校問題の解決を探る視点を考え直すことも必要になる」とのご意見をいただき、後段では、「『地域人材の活用延べ人数』や『市民一人当たりの年間図書貸出冊数』、『市美術館・アートプラザの年間利用者数』などは、単に『量』で『評価』するのではなく新たな観点からの評価が求められていると思われる」、「働き方改革等の社会的動向を把握しつつ、今後の点検・評価の方法等を見直すことも重要課題である」等のご意見をいただいております。

吉山先生からは、意見書の中段で、「中学生の不登校の出現率が増加傾向を示しているため、この原因分析を行いながら、家庭や地域社会も取組内容を把握し、不登校やいじめの懸念があれば、積極的に学校とも相談し、共に解決に当たっていく必要がある。」との

ご意見をいただき、後段では、「子どもを地域で育てるという観点からの成果として、『おおいたふれあい学びの広場推進事業』については、地域社会の教育力回復と高齢者の生きがい創出という点で、きわめて今日的な課題である。」ことや、「コロナ禍の中で、家計が急変した世帯に対する柔軟な対応や子どもの貧困対策への制度充実として、就学援助や奨学金等の制度が十分に活用されるように、保護者や市民に向けて周知に努められることを期待する。」等のご意見をいただいています。

以上、「学識経験者による意見」等を加えた報告書につきまして、本委員会でご審議いただき、ご決定の上は、後日、市議会に提出するとともに、市ホームページなどを通じ、市民に公表することといたしております。

教育長
委員

ご質問などございませんか。

山崎先生がおっしゃっている質と量について、質の方の基準は難しいと思いますが、どうにかして、私たちも知恵を出し合って質的なものについても把握できるような形、そういった指標を求めていくべきだと感じました。

また、例えば、ボランティアの人数や人材バンクについては別々の箇所がありますが、関連のあるものは、評価において結合、または関連付けられたらと思います。

C評価の指標は、もともと目標値が高すぎたということもあるのではないかと感じました。厳しい態度で評価に臨んでいるのはわかりますが、目標値そのものが高いのではないかという気もします。

委員

大変内容の濃い点検・評価で、3人の先生方からの意見書も読ませていただきました。その中で、山崎先生のSDGsやSociety 5.0を網羅されたご意見について、興味深く読ませていただきました。最後に、「今後の大分市の『点検・評価』の方法等を見直すことも、さらなる教育改革に直結してくると考えられる。以上のような点を踏まえ、従来とは異なる新たな視点を創造し、大分市の『点検・評価』を行うことも今後の重要課題であるといえよ

う。」とご提言をいただいておりますので、これだけ時代が変わってきていますから、先生がおっしゃっているように、新たな時代に合わせた点検・評価を考えることが大事だと思います。

委員 点検・評価をする中で、数値目標は、数値を見ればわかるのですが、質の部分で押し量りきれないところは、社会が変わってきている中で、考えるべきではないかと思います。

教育長 量と質の問題ですが、子どもの読書量の冊数についても、よく「数が多ければいいのか」「質を問うべきではないか」というご意見をいただいております。大事なご指摘だと思います。

委員 質と量については、皆さんがおっしゃる通り、「数だけでは」と話を聞いておりました。今回、不登校のところで修正が多かったのですが、出現率だけではなくて、コロナのことでますます複雑化するということがあると思います。ただ、オンラインが入ることで、自宅でも何かできるような環境づくりなど前向きな方向の観点が入られるのではないかと思います。

教育長 不登校について、オンライン授業を通じてということですが、一番身近なところでは、県教委が「すらら」という、無学年方式で、人を介さず勉強できるという教材を活用しています。その学習を行うと出席日数もカウントできます。ただし、出席日数としてカウントするには7つの条件があります。例えば、学習内容を在籍校の校長が把握する、進捗状況について報告を受ける、必要に応じて対面授業を受けるなどがあります。今後、このコロナ禍も併せて、オンラインの学習は、検討されるべきだと思います。一人1台のG I G Aスクール構想もその観点からのアプローチを求められると思います。

教育長 他にご質問はございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第46号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

ます。

なお、今回新たに委嘱しました委員の任期は、大分西部公民館運営審議会委員の任期の残余期間、明治明野公民館運営審議会委員の後任の委員につきましては、前任者の残任期間となっております。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは採決いたします。教報議第15号は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

教育長

それでは次に、報告事項の説明をお願いします。

学校教育課長

報告事項1点目「文部科学省『令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』結果について」ご報告申し上げます。

本調査は、文部科学省が、生徒指導上の諸課題の現状を把握することにより、各学校における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応につなげていくことを目的として、毎年実施しているものでございます。この度、本市の集計が終了いたしましたので、公立小・中学校における児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校の概要について、順次ご報告いたします。なお、本市義務教育学校については、前期課程を小学校に、後期課程を中学校に含めています。また、それぞれの調査結果につきましては、経年変化もわかるように過去の数値も掲載しております。

はじめに、暴力行為の状況でございますが、2(1)暴力行為の発生件数の推移をご覧ください。報告のあった暴力行為は小学校90件、中学校30件で、合わせて120件でございました。前年度に比べますと、小学校では7件の増加、中学校では増減なしとなっております。

なお、平成30年度からの発生件数の増加は、当該年度から本調査における「暴力行為」の対象となる行為に、この後説明いたします「いじめ」の実態調査の中の、「いじめの態様」で取り扱っている「ひどくぶつかる、たたくなど」も新たに加えられたことによるものです。

次に、(2) 暴力行為の形態別発生件数の推移をご覧ください。小中合わせて対教師暴力が5件、生徒間暴力が110件、対人暴力が4件でございました。暴力行為の特徴的な事例としては、「ひどくぶつかる、たたく、ける」が多く見られました。また、生徒間暴力では、冷やかしやからかいがエスカレートした事案や遊びの中で思い通りにならず暴力行為に至る事案等が見られました。

対教師暴力では、教師の注意に対し立腹したことや自分の感情をコントロールできず衝動的に暴力行為に至ってしまう事案等が見られました。

(3) 暴力行為に対する日常的な取組でございますが、暴力行為を繰り返し行う児童生徒及び保護者に対しては、警察や児童相談所等の関係機関と連携しながら再発防止に向けた粘り強い指導・支援を行っております。

次に、いじめの状況でございますが、まず、(1) いじめの認知件数の推移をご覧ください。いじめの認知件数は、小学校652件、中学校183件で、合わせますと835件でございました。これを前年度と比較いたしますと、小学校では89件の減少、中学校では36件の減少で合わせて125件の減少となっております。

平成30年度以降、急に増加しておりますのは、いじめと疑われる事案も含めいじめの認知を積極的に行うよう周知してきた結果であると考えております。

なお、いじめが起因して児童生徒の生命に危険を及ぼし、合計30日以上欠席（重大事態）した事案が1件発生しております。

次に、(2) いじめの認知件数の学年別、男女別内訳でございますが、小学校では4年生が、中学校では1年生が最も多くなってお

ります。また、小中学校ともに男子の件数が比較的多くなっています。

次に、(3) いじめの態様でございますが、小中学校ともに、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が553件と最も多く全体の43.7%であり、次に「軽くぶつかる、遊ぶふりをして叩く、蹴る」が206件で16.3%となっております。

次に、(5) いじめの解消率でございますが、認知したいじめのうち、年度末時点で解消しているもの（日常的に観察継続中）は668件（80.0%）でした。平成30年度は、解消しているものは75.4%でした。

(6) いじめに対する日常の取組でございますが、いじめにつきましては、どの児童生徒にも、どの学校においても起こりうるものであるとともに、陰に隠れて表面にあらわれにくく、最近では、携帯電話やスマートフォン等の児童生徒への普及により、なかなか発見しにくいという状況もあります。そのため、児童生徒を対象とした定期的なアンケート調査や年2回の「hyper-QU」検査、個別の教育相談、個人ノートや生活ノートの活用、家庭訪問等により早期発見に努めております。また、児童・生徒会活動を通し、いじめについて考えさせる場づくりや仲間づくり等を促進しております。児童生徒によっては、いじめの事案を受けた後に、見守りを行い、いじめが再発されないかを確認しているところでございます。

続きまして、不登校の現状でございます。(1) 不登校児童生徒数の推移をご覧ください。小学校では308人、中学校では656人が不登校となっており、前年度の結果と比較いたしますと、小学校で55人の増加、中学校で30人の増加となっております。

不登校の要因として考えられるものは、小学校では、「本人に係る状況」が54.9%、「学校に係る状況」が21.4%、「家庭に係る状況」が18.5%の順になっています。中学校では、「本人に係る状況」が56.9%、「学校に係る状況」が30.9%、「家

庭に係る状況」が5.3%の順になっており、今後もさらに不登校児童生徒の背景を十分に把握し、個々に応じた支援を行うことが必要であると考えております。

次に、(2) 学年別の不登校児童生徒数の推移をご覧ください。小学校では6年生が、中学校では3年生が最も多くなっております。なお、小中学校とも学年が進むにつれ、不登校児童生徒数は増加しております。

次に、(3) 不登校児童生徒の出現率でございますが、小学校においては1.17%で、85人に対して1人、中学校においては5.45%で、18人に対して1人という割合でございます。

次に、(4) 中1不登校の変化についてをご覧ください。小学6年生から中学1年生の不登校の増加率につきましては、29年度1.9倍、30年度は1.5倍、令和元年度は1.3倍となっております。

次に、(5) 不登校児童生徒への指導結果状況でございますが、指導の結果、登校する又は登校できるようになった児童生徒は、小学校では80人(26.0%)、中学校では167人(25.5%)となっております。また、指導中の児童生徒のうち、継続した登校にはいたらないものの、好ましい変化が見られるようになった児童生徒は、小学校では55人(24.1%)、中学校では100人(20.4%)でした。

次に、(6) 不登校児童生徒に対する支援や新たな不登校を抑制する日常的な取組でございますが、電話連絡や家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行ったり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が専門的に相談に当たったりするほか、保護者の協力を求めて家族関係や家庭生活の改善を図ることなどを行っております。

なお、本年度より市独自に、退職した教職員をスクールライフサポーターとして中学校3校と義務教育学校に1名ずつ配置し、学校には登校できるが教室に行けない児童生徒に対し、別教室を利用し

て社会的自立や教室復帰に向かう支援・援助を学級担任等と連携して行っております。

本調査に係る今後の予定といたしましては、県での集計を経て、国へ提出されており、今後、国から確定値が出される予定であります。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

委員

スクールライフサポーターについてですが、学校には登校できるが教室にいけない生徒は、配置された4校でどのくらいの割合でしょうか。

学校教育課長

スクールライフサポーターを配置しました4校の状況でございますが、週5日のうち、1日だけ来ることができる生徒もいますし、2日の生徒もいます。これまでは、保健室での指導や別室に担当の学年の教員が、「月曜日のこの時間はこの先生」というように交代で対応していました。今年度から市で配置をし、専属で対応できるようになっております。

委員

スクールライフサポーターは、毎日来ていただけるのでしょうか。

学校教育課長

会計年度任用職員として週4日フルタイムの勤務となっております。

委員

この制度がうまくいくと広げられますので、今後の推移を報告いただければと思います。

教育長

実態を検証して、拡大していく方向で考えていきたいと思えます。

委員

不登校の要因として考えられるものが、「本人に係る状況」「学校に係る状況」等ありますが、具体的にはどのような状況でしょうか。

学校教育課長

「本人に係る状況」では、本人自身が無気力である、生活のリズムが乱れているといったことが多くあります。「学校に係る状況」とは、多いものとしてはいじめを除く友人関係があります。また、

学習の遅れやつまづきなどがあります。「家庭に係る状況」では、親子の関係あるいは保護者間の家庭の状況によるといったことがあります。

委員 不登校の要因は、いろいろな要因が考えられ、個々違うと思います。分析することは大変ですが、一人一人に寄り添うという点から、そういうことも大切にしてほしいと思います。

教育長 不登校の増加は、本市の大きな課題であります。小学校は85人に1人ですからほぼ3クラスに1人、中学校は18人に1人ですから学級に2人いることとなります。要因もからみあっておりますので、ご指摘いただいた点に注意しながら対応してまいりたいと思います。

委員 学年別の不登校児童生徒数を見ると、6年生から中学1年生で倍増しています。また、中学校のいじめ認知件数は1年生で最も多くなっています。例えば、小中の連携が綿密に図られている義務教育学校では、他の学校と比較し、こういった現象が緩やかであるといったことはないのでしょうか。

学校教育課長 ご指摘のとおり、小中一貫教育校、義務教育学校における9年間のつながり、中1ギャップの軽減が最大の目標になっておりますが、現状としては、碩田学園の中でも不登校の対応にやや苦慮しているところがございます。全国の義務教育学校、小中一貫教育校について確認しなければ、本市の3校で結論付けるのは難しいかと思えます。ご指摘のように、小6から中1の段階がございますので、特に中学校への引継ぎ、中学校に入学した後の4月の学習の進め方、保護者との連携を大切にしよう学校に指導しているところがございます。

教育長 いわゆる中1ギャップと言われる現象が本市においても見られるということがございます。一貫校であれば、それが円滑に進むということをご想定し、教育プログラムを組んでいますが、詳細な検証をする必要がありそうです。

委員 関連して、小中連携ということですが、この地域は中1の不登校

が多いなど、地域的にばらつきがあるようなデータはありますか。

学校教育課長

中学校の不登校が多いところは、小学校での不登校の出現率が高いといったことがあります。大分市内において、この地区は不登校の出現率が常に高いといったことはございません。

委員

問題行動の暴力行為やいじめ、また不登校は、親・家庭環境が大変関わってくると思います。自分が家庭内で叩かれるから友だちも叩いていいんだ、親からこういう言葉を浴びせられるから友達に向けてもいいんだと、善悪がまだわからない低学年の子どもは、学校で子どもと向き合っても解決しないことがたくさんあると思います。また、コロナで経済的な影響があり、中1で学用品を揃えられず学校に行きそびれてしまう、子どもが行きたくても親が行かせられないといったように個々の事例が複雑化しているので、大きく要因を捉えることと併せて、福祉や保健の専門家などに積極的に関わっていただいて、個々で早い段階で対応できるといいと思います。年代が上がれば増えるのはわかるので、早めに対応してあげたいと思います。

教育長

数値は上がっていますが、本当に個々に対応が異なってきます。中には、全く出席がなく安否確認さえ難しいという状況もありますので、各学校も大変対応に苦慮しているところでもあります。

教育長

他にご質問はございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします

審議監兼

報告事項2点目「府内城宗門櫓修復工事の完了について」ご報告申し上げます。

文化財課長

府内城宗門櫓は、県指定史跡である「府内城跡」に2棟のみ現存する江戸時代に建てられた建物のうちの一つで、安政6年（1859）に建てられた櫓でございます。

近年、経年劣化が進行し、屋根瓦の傷みやずれによる雨漏り、構造物の腐食、シロアリによる食害の発生など、根本的な修理が必要な状態に至っていました。

そこで平成29年度から、建物を半解体して、柱や梁の修理、屋根瓦の葺替え、壁の塗りなおしなど、修復工事を進めてきました。

平成30年12月には、建物の荒壁仕上げまで完了、その後、養生期間をおいて壁土を十分に乾燥させた後、令和2年1月から土壁の中塗り・上塗り、さらに漆喰塗りによる仕上げを行うとともに、木製建具の製作、自動火災報知機等の電気設備工事も行い、令和2年7月にすべての修復が完成しました。

修復工事にあたっては、元の部材をできるだけ使用するとともに、伝統的な材料や工法を採用するなど、文化財としての価値を維持できるよう努めました。

今後、PCR検体採取場設置により閉鎖しております大分城址公園の一般利用が再開されるのを待って、外観公開を行うとともに、市民を対象とした見学会を開催するなど、活用を図ってまいりたいと考えております。

なお、これまで長らく不明であった「宗門櫓」という名称の由来につきまして、「府内城基礎調査事業」により、府内城築城当初からのものではなく、江戸時代の後半頃に「宗門人別改帳」を収める櫓になったことを契機として「宗門櫓」と呼ばれるようになったことが判明いたしました。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

他に何かございませんか。

体育保健課長

「大分市立学校における新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」ご報告申し上げます。

市内の小中学校の児童生徒、教職員が感染した場合の学校の臨時休業を中心とした対応をまとめましたのでご報告いたします。

臨時休業を中心とした対応につきましては、6月に文部科学省が発出しました「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に臨時休業の考え方が示されており、それに

基づきまして、本市教育委員会の考え方をまとめたものでございます。

学校で児童生徒、教職員の感染が判明した場合は、施設の消毒や保健所による濃厚接触者が特定されるまでの間、当該学校の全部を一旦臨時休業といたします。期間は原則として3日間とします。これは、土日を含めた期間となります。期間については、国のマニュアルには示されておりませんが、保健所と協議をする中で、感染した児童生徒や教職員の情報整理、校内の消毒、濃厚接触者の特定やPCR検査の判明などを考慮し、3日といたしました。なお、大分県においても、県立学校において臨時休業を3日間としております。臨時休業の期間を例示しておりますが、お示しているのは、児童生徒が学校に登校をしている間に感染者が判明した場合でございます。この場合には、速やかに下校させ、翌日から3日間臨時休業といたします。この臨時休業の期間中には、保健所の調査等により、感染者の学校での活動状況を踏まえ、学校内での感染の広がりについて検討いたします。広がりがないと判断した場合は、感染した児童生徒や濃厚接触者の出席停止等の対応となります。学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断した場合は、一旦の臨時休業に続いて、学校の全部や一部の臨時休業、学級閉鎖や学年閉鎖を実施いたします。

次に感染者が判明した場合の臨時休業に係る広報についてですが、感染が判明した後、できる限り速やかに学校から保護者に臨時休業を行う旨とその期間について連絡いたします。臨時休業を実施する学校については、個人が特定されないことがないよう、十分に留意した上で、原則として学校名を大分市の合同発表にて公表し、またその情報を大分市のホームページ上に掲載いたしたいと考えております。

このように学校で児童生徒、教職員の感染が判明した場合については、個別学校単位での臨時休業を基本とする対応となります。

以上でございます。

教育長 昨日、大分市においても感染者が出てまいりました。いつ、学校でも感染者が発生するかわかりませんので、説明をしたような対応を考えております。全市一斉臨時休業ということは考えておりません。当該校のみです。兄弟がいれば、小中両方、あるいはその地域での対応ということになるかと思えます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育総務課長 他に何かございませんか。

8月の教育委員会の日程等につきまして調整をお願いいたします。

8月26日水曜日午後3時から定例教育委員会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

また、第3回大分市総合教育会議を8月5日水曜日午前10時から開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

なお、本日の会議終了後は、連絡事項等がございますので、お時間をいただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

全委員 (了承)

教育長 他に何かございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後5時5分 閉会)